

受託中小企業振興事業等及び被災中小企業施設・設備整備資金貸付事業 専門調査員募集要領

公益財団法人えひめ産業振興財団（以下、「財団」という。）では、受託中小企業振興事業、設備導入資金貸付事業、機械類貸与事業及び被災中小企業施設・設備整備資金貸付事業（以下、「事業」という。）の実施に当たり、事業の強化並びに業務の円滑化を図るため、専門調査員を以下のとおり募集します。

1 事業の目的

中小企業の販路拡大のため、受発注情報等の収集や提供、商談会等の開催など、県内受託中小企業の振興を目的とする。

2 募集人数

専門調査員 1名

3 応募資格要件

以下の(1)～(5)の全てを満たすこと。

- (1) 県内の業界・企業の動向に精通していること。
- (2) 愛媛県内に在住していること。
- (3) 自家用車等を運転して県内における企業訪問等が可能であること。
- (4) パソコン（ワード、エクセル）、インターネット、メール等を活用して業務遂行が可能であること。
- (5) 以下に該当しないこと。
 - ・成年被後見人及び被保佐人
 - ・禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

4 業務内容

- (1) 発注情報の収集提供
 - ① 商談会に参加した県内受注企業を訪問し成約額等を情報収集する。
 - ② 発注企業への発注開拓調査を行う。
- (2) 受託取引斡旋
 - ① 県内受注企業を訪問し、商談会の案内及び取引斡旋情報の収集、景況調査等を行う
 - ② 県外の発注企業を訪問し発注開拓を行う。
 - ③ 商談会の開催にかかる補助業務を行う。
- (3) 償還業務及び事後指導業務
 - ① 県内の貸付企業を訪問し、債権回収や事後指導を行う。

5 契約条件

(1) 受託中小企業振興事業等

項目	内容
報酬	日額 15,000 円（税込）
旅費	業務に伴う出張旅費は財団規程に基づき別途支給
業務場所	えひめ産業振興財団（松山市久米窪田町 337-1）内及び受発注企業への出張。
業務時間	9 時 00 分～17 時 00 分

業務日数	月10日程度
委嘱期間	令和8年6月1日～令和9年3月31日

(2) 被災中小企業施設・設備整備資金貸付事業

項目	内容
報酬	日額 15,000 円 (税込)
旅費	業務に伴う出張旅費は財団規程に基づき別途支給
業務場所	えひめ産業振興財団 (松山市久米窪田町 337-1) 内及び貸付企業へのお出張。
業務時間	9時00分～17時00分
業務日数	月2日程度
委嘱期間	令和8年6月1日～令和9年3月31日

6 応募に当たっての注意事項

- (1) 応募申請書等の作成・提出に係る費用は、自己負担となります。
- (2) 専門調査員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはなりません。その職務を退いた後も同様とします。

7 選考方法

- (1) 一次審査 (書類審査) 及び二次審査 (面接審査) により採用を決定します。
- (2) 二次審査の合格者に対して、令和8年5月20日 (水) までに通知いたします。
 ※専門調査員の選考は、応募に必要な知識・職務経験・能力等を満たしているか、専門調査員として相応しいかという基準で総合的に判断します。
 ※選考結果についてのお問い合わせ (採否の理由等) には回答いたしかねますので、ご了承ください。

8 応募手続き及び受付期間

- (1) 応募手続き
 次の提出書類を受付期間内に財団 (「9 応募及び問い合わせ先」) までメールで提出してください。メールに提出書類をPDFで添付してください。また、メールの標題には、「専門調査員応募」と明記をお願いします。なお、提出された書類に不備がある場合は受理いたしません。
 (提出書類と提出部数)
 ・専門調査員応募申込書 1部
- (2) 受付期間
令和8年4月16日 (木) ～令和8年4月24日 (金) 【17時必着】
 ※応募書類は返却いたしませんのであらかじめご了承ください。

9 応募及び問い合わせ先

公益財団法人えひめ産業振興財団 創業支援課 (担当: 堀田)
 〒791-1101 松山市久米窪田町 337-1
 電話: 089-960-1110
 メール: t-shien@ehime-iinet.or.jp